

事務連絡  
令和4年(2022年)9月14日

指定介護予防訪問リハビリテーション事業者様  
指定介護予防通所リハビリテーション事業者様  
指定第1号通所事業者様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和5年度指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定第1号通所事業に係る事業所評価加算(申出)の届出について(通知)

事業所評価加算は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所及び指定第1号通所事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間(各年1月1日から12月31日までの期間)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション及び第1号通所事業の提供につき加算を行うこととされています。

については、下記の届出対象事業所で、令和5年度から本加算の算定を希望するときは、事業所ごとに令和4年10月14日(金)までにその旨を届け出てください。

また、令和5年度から本加算の算定を希望しない場合についても、その旨を届け出てください。

なお、既に本加算の算定を希望する旨の届出を行っているときは、改めて届け出る必要はありません。

## 記

### 1 届出対象事業所

次の(1)から(4)までの全てに該当する事業所であること。

- (1) 評価対象期間(※)における利用実人員が10名以上であること。
- (2) 令和5年度から事業所評価加算の算定を希望していること。
- (3) 現在、本加算の算定を希望する旨の届出を行っていないこと。
- (4) 定員利用・人員基準に適合しているものとして横須賀市に届け出て選択的サービスを行っていること。(指定介護予防通所リハビリテーション、指定第1号通所事業のみ)

※ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間。ただし市に対して令和4年に、選択的サービスの基準に適合の旨を届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所及び指定第1号通所事業所については、届出の日から同年12月までの期間。

2 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 加算届管理票
- (4) 返信用封筒 (84円切手を貼付し、宛先を明記してください。)

3 提出期限 令和4年10月14日(金) (必着・厳守)

4 提出先 〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
横須賀市民生局福祉こども部指導監査課介護第2係

5 その他

- (1) 今回の届出は、事業所評価加算の算定の希望についてのみ受け付けます。事業所評価加算以外の加算に関して変更があるときは、別途届け出てください。
- (2) 事業所評価加算は、届出のみをもって算定することはできません。所定の計算式に従って基準に合致しているか否かを市が毎年判定し、「算定可能」と判定した場合にのみ翌年度算定することができます。

事務担当 指導監査課介護第2係

電話 046 (822) 8393

FAX 046 (827) 0566

(参考)

○ 事業所評価加算の概要

1 事業所評価加算は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス。以下同じ。）を行う指定介護予防通所リハビリテーション事業所及び指定第1号通所事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供について1月につき 120単位の加算を行うものです。

2 加算算定に関する流れは、概ね次のとおりです。

(1) 事業所から市に必要書類を提出（各年10月15日締め切り）

※既に事業所評価加算の算定を希望する旨の届け出ている事業所については、改めて届け出る必要はありません。

(2) 市では、申出のあった事業所情報を市の電算システムに登録し、事業所情報を国保連合会に提供（10月下旬）

(3) 国保連合会では、事業所情報や受給者情報、各事業所の給付実績等をもとに、所定の計算式により評価基準値（注）を算出（11月～12月）

(4) 国保連合会では、（3）の算出結果に基づき、事業所評価加算算定基準に適合している事業所及び適合していない事業所の一覧表を作成して市に送付（翌年1月）

(5) 市では、（4）の一覧表に基づき、結果通知書を事業所に送付（翌年2月）

（注）評価基準値の算定のための計算式は、次のとおりです。

○指定介護予防訪問リハビリテーション

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

○指定介護予防通所リハビリテーション、第1号通所事業

①

$$\frac{\text{評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数}}{\text{評価対象期間内に指定介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数}} \geq 0.6$$

②

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$